倉吉市告示第104号

倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年6月5日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、倉吉市補助金等交付規則(平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「住宅」とは、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積(建替えを行ったものにあっては、建替え後の床面積)が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)のうち、自らが居住するためのものをいう。
- 2 この要綱において「避難所」とは、地域住民が自主的に一時的に避難する集会所等をいう。 (交付目的)
- 第3条 補助金は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域として指定された市内の区域(以下「特別警戒区域」という。)内において、住宅又は避難所の新築、増築又は改築(以下「建替え等」という。)を行うものに対して必要となる建築構造の強化経費の一部を助成することにより、特別警戒区域内に居住する者の定住を支援することを目的として交付する。

(補助事業等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、特別警戒区域内において行 う住宅又は避難所の建替え等とする。
- 2 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住宅の建替え等を行う者(住宅の建替え等を行う者が特別警戒区域内の住宅に居住していない場合は、特別警戒区域指定前から所有し、又は借地する敷地においてやむを得ない事情があると市長が認めた者に限る。)又は避難所の建替え等を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 市は、第3条の目的を達成するため、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、倉吉市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱(平成12年8 月7日倉吉市建設部長決裁)の補助対象となる者については、補助金を交付しない。
- 3 補助対象者は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の 実施に当たっては、市内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業を行うため、平成13年国土交通省告示第383号(以下「国土交通省告

示」という。)に規定する構造方法を用いて強化した壁の延長(壁の中心の延長をいい、その延長に 0.1メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。)に、次に掲げる場合に 応じ、当該各号に掲げる基準単価を乗じて算出した額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、1戸当たり200万円を限度とする。

- (1) 外壁を強化した場合 1メートルにつき59,000円
- (2) 外壁の外側に防護壁を設置した場合 1メートルにつき95,000円 (交付申請の時期等)
- 第7条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第5条第3号の書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助事業の施工前の住宅又は避難所の位置図及び配置図(敷地図面に特別警戒区域を明示したものに限る。)
 - (2) 敷地の現況写真
 - (3) 建築確認済証及び副本の写し
 - (4) 基礎及び擁壁の詳細が分かる図面(国土交通省告示の基準を満たしていることが分かるものに限る。)
 - (5) 補助事業に係る見積書の写し

(交付決定の時期等)

- 第8条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県補助金の交付申請をしてから当該県補助金の交付決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第9条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - (1) 交付決定額の増額を要する変更
 - (2) 交付決定額の2割を超える減額を伴う変更
 - (3) 補助事業の実施場所の変更
 - (4) 補助事業の中止又は廃止
 - (5) その他補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

(実績報告の時期等)

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める 日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号の場合 補助事業の完了の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第2号の場合 補助事業の中止又は廃止の日から10日を経過する日
 - (3) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1 号によるものとする。
- 3 規則第17条第2項本文の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 補助事業の施工後の住宅又は避難所の位置図及び配置図 (敷地図面に特別警戒区域を明示し

たものに限る。)

- (2) その成果を証する写真(原則として施工前及び施工後のものに限る。)
- (3) 基礎及び擁壁の詳細が分かる図面及び施工状況写真(国土交通省告示の基準を満たしていることが分かるものであること。)
- (4) 完了検査済証の写し
- (5) 補助事業の請求書又は領収書の写し

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成24年7月13日から施行する。

附則

この告示は、平成26年6月5日から施行する。

様式第1号(第7条、第10条関係)

倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業計画(報告)書

1 補助事業を行う住宅又は避難所

居住者	住 所								
	氏 名								
	居住者と申請	者が	異な	る					
	場合は申請者	たとの	関係						
住宅又は避難所	所在地			·					
	確認番号	第			号	,-	延べ出る	油	$ m m^2$
	確認日付		年	月	日		延べ床面積		III
建築の種別		新	築		増	築	改	築	
工期		年	月	日~		左	声 月	日	

2 事業計画 (実績)

事 業 内 容			
構造方法及び基準単価	施工延長 (構造物の中心 の延長)	交付申請(実績報告)額	備考
□外壁強化 (59,000円/m) □防護壁 (95,000円/m)	m (小数点第2位 以下切り捨て)	円	

3 他の補助の活用

他の補助 の活用	他の補助の名称	事業の内容	事業の担当部署 等
有			Tel () —

※ 補助事業の対象となる住宅又は避難所(付随する設備及び備品を含む。)に対し、他の補助を活用する整備計画の予定がある場合に記載してください。また、過去に他の補助を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

様

年度倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金(以下「補助金」という。)については、倉吉市補助金等交付規則(平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。)第6条第1項に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

円

(1) 算定基準額 金

(2) 交付決定額 金 円

3 交付の条件

申請者は、規則及び倉吉市土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。